

明治十四年の政変への道程

——井上毅をめぐる「ドイツへの傾斜」の動き——

森 川 潤

はじめに

明治一四年の政変は、伊藤博文や岩倉具視を中心とした保守派が政府内部の民権派を駆逐し、プロイセンの立憲君主制をモデルとした立憲制の実現をめざしたクーデターである。政変の直接の淵源は、太政官正院において、立憲政体樹立の詔書がくだされた明治八年四月にさかのぼることができる。詔書の下付により、「廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ」なければならぬ情況、すなわちモデル選択を余儀なくされる情況がうみだされる。以下、立憲政体樹立の詔書が下付されてから、政変が勃発するまでのあいだに、ドイツ傾斜に関してどのような動きがあったのか列記する。

明治

八年 二月

木戸孝允、板垣退助、大久保利通、大阪において会談し、漸進的に立憲政体に移行すること合意が成立（大阪会議）

三月

井上毅、『王国建国法』を訳出し、司法省明法寮より刊行

八年 四月二四日 立憲政体樹立の詔書の下付

九年一〇月 元老院、日本国憲按第一次草稿を脱稿

一〇月二七日 外務卿寺島宗則、「獨逸國公法學士一名」を顧問として招聘したい旨伺う（一一月一日付裁可）

一一年一二月 五日 参謀本部条例制定

一三年 三月 参議井上馨、井上毅に「獨乙行」の内意をつたえる

四月一九日 太政官権大書記官村田保・太政官権少書記官山脇玄を「法律並地方編成法取調」のためドイツへ派遣したい旨の伺いが裁可される

一二月二三日 「獨逸國公法學士」レースラー、家族とともに来日

一四年 三月 参議大隈重信、国会開設意見書を左大臣有栖川宮熾仁に提出

六月 八日 文部卿福岡孝弟、政治学教授をドイツより招請する旨伺う（七月一五日付裁可）

六月一七日 レースラー、井上毅の質疑「英國ノ諺ニ、國王ハ國ヲ統ヘテ國ヲ治メズト。此語、普國ノ於テモ亦適當スルヤ」にたいし答議を提出

七月一四日 井上毅、伊藤博文に書翰をおくり、「普魯西風の憲法」を採用するよう上申

九月一八日 品川弥二郎・青木周蔵ら、独逸学協会を結成

一〇月一日 御前会議において、立憲政体への方針、開拓使官有物払下げ中止、大隈重信の参議罷免などを決定（明治十四年の政変）

こうした展開のなかには、いくつか疑義をいだかせる点がある。第一に、立憲政体樹立の詔書は、どのような背景

において下付され、また、どのような政治的情況をうみだしたのだろうか。第二に、外務省は明治九年十月に「獨逸國公法學士」の招聘について伺い、裁可されるが、この段階で、どのような事情からドイツ人公法顧問を招請することになったのか。また、どのような経緯からレーズラーが選抜されたのか。第三に、明治十三年三月に参議井上馨からドイツ出張を勧説され、それに意欲をしめす井上毅のかわりに、ふたりの太政官書記官がドイツへ派遣されるが、かれらは井上毅の代人として、どのような課題をになったのだろうか。

こうした一連の動きの背後には、明治六年五月にドイツを訪れて以来、近代国家ドイツに魅了された井上毅の姿が垣間みえる。本稿は、上記の三つの問題を整理しながら、明治十四年の政変への道程において、井上毅をめぐってドイツ傾斜がどのように進行したのかあきらかにすることを課題とする。

一、「國家立憲ノ政體」樹立の詔書

明治六年九月六日、井上毅はフランスから帰国する。司法卿江藤新平は、その四月に参議に転じ、司法大輔の福岡孝弟が省務を主宰していた。すでに三〇歳をこえた井上は、職務のあいまに、『仏国大審院考』（明治六年）、『治罪法備考』（明治七年）、『王国建国法』（明治八年三月）、『仏国司法三職考』（明治一二年二月）という司法四部作をまとめる。『王国建国法』は、他の訳著が司法制度に関するものであるのたいして、フランスの参事院調査官ラフェリエール (Edouard-Louis-Julien Laferrière) が編訳した『欧米憲法集』(Les Constitutions d'Europe et d'Amérique) に所収されるプロイセンとベルギーの憲法を訳出したものである。井上は、第一の「普魯西」の跋文に以下のように書きしるす。

……蓋シ國權起ル、或ハ下ニ成リ、或ハ上ニ成ル、下ニ成ル者ハ、佛朗西是レナリ、擁シテ之ニ逼ル、輾転相

尅ツノ勢、今ニ至テイマダ已マズ、上ニ成ル者ハ、普魯西是レナリ、批シテ之ヲ可ス、君民諸同、國ニ内警ナシ、二ツノ者ノ間、利害相去ル、果シテ如何ゾ乎⁽¹⁾

『王国建国法』とは、立憲王制国家の「建国法」、すなわち「根本憲法」のことである。「下ニ成ル者」とは、「流血百萬之日ニ行ヒ、且ツ那破倫ありて兵馬會計之ニ權全ク一人之手ニ在リ、其ノ上フランス之改革は本ト人民ノ望ミに起る⁽²⁾」フランスの民約憲法をさす。「上ニ成ル者」とは、「政府之ヲ經始シテ、議士之ヲ脩—正シ、之ヲ許諾スル」プロイセンの欽定憲法をいう。井上は、君民の調和、国家秩序の維持という観点から、フランスの民約憲法との比較をとおして、プロイセン憲法を支持する。井上がヨーロッパの立憲王制国家のなかからプロイセンを選択し、その憲法を訳出したのは、プロイセン旅行において漸進主義的なプロイセンの立憲王制に共鳴したからにはかならない。一司法官吏が訳出した『王国建国法』は、明治八年三月、司法省明法寮より刊行される。それは、日本においてプロイセン憲法を最初に訳出したものである。

明治六年以来、憲法制定にむけてふたつの流れが胚胎していた。ひとつは、明治七年一月に左院に「民撰議院設立建白書」を提出した愛国公党に淵源をもつものである。前年の政変によって下野した江藤新平、副島種臣、後藤象二郎、板垣退助の諸参議は、建白書を提出する直前に愛国公党を結成し、国会の即時開設を要求する。建白書は、新聞に発表され、はじめて民間において憲法論が論じられる。加藤弘之も、この論争に参加し、民選議院の時期尚早論を発表する。この動きは、自由民権運動へと展開し、さらに「大日本国会期成有志公会」の結成（明治一三年一月）へとつながる。

もうひとつは、木戸孝允を中心とした政府内における憲法制定の動きである。岩倉使節一行よりひと足早く明治六年七月に帰国した木戸は、九月中旬に「憲法制定の建言書」と呼ばれる建言書⁽³⁾を三条実美、伊藤博文、大隈重信など

におくりとどけ⁽⁴⁾、漸進的に「五條（五箇条の誓文）ニ基テ條令ヲ増シ典則ヲ建テ」るよう提案する。十一月に参議寺島宗則とともに政体取調を命じられた伊藤博文のもとめにおうじ、木戸はつぎのようにこたえる。

一 太政大臣右大臣内閣議官當時は立方法の權を束有すると雖も他日是非元老下院の二院は不被差立ては不相成に付他日可被差立の譯を以政府體裁中へ二院の被定置度事

一 建國の大法はデスポチツクに無之ては相立申間敷是には愚按有之候外に教育と兵制は容易にデスポチツクは被止不申候⁽⁵⁾

将来的には、「元老下院の二院」からなる国会を開設しなければならぬが、しばらくは民選議員からなる下院を開設せず、「建國の大法はデスポチツクに無之ては相立申間敷」、すなわち独裁的な憲法を採用しなければならぬという意見である。木戸は、以後も「英之政體と申ものは誠に自然に成就いたし候次第に而已々々獨逸人などですら英之政體は善なれ共自然に成立しもの故俄然と獨逸などにも同様にいたし難く⁽⁶⁾」といった漸進主義の姿勢をつらぬく。青木周蔵という木戸と共通の源泉からプロイセン欽定憲法の原理をまなんだ井上も、漸進主義的な観点から「上二成ル」憲法を支持する。井上は、やがて政府内の憲法制定の動きのなかに身をおくことになる。

井上は、司法官吏の職務にあきたらず、対清政策、米価騰貴対策など広範な分野について意見書を作成し、左院、正院、内務卿大久保利通などにあいついで提出する。なかでも、明治七年八月に全権弁理大臣として渡清する大久保に提出した「台湾事件対清通牒案」は大久保の知遇をえる機縁となる。井上は、日清交渉の随員として呼びよせられ、最後通牒案を起草し、日清交渉を成功へとみちびく。以後、井上は「同人は如御熟知忠實無二の人物にて、殊に國家有用之學識を有し、明治八年以來岩倉、大久保二老之親任を受し而已ならず、樞機之事務殆無不與、十有餘年間軍國之大計に關する機密之文案十中七八、同人の起草に有之⁽⁷⁾」といわれるように、政務の中枢に参画することになる。

明治八年一月から二月にかけての大阪會議において、漸進的に立憲政体に移行することについて妥協が成立し、木戸孝允、大久保利通、板垣退助、伊藤博文の四參議が政体取調として詔勅の起草にあたる。その草案の調査・作成を担当する伊藤は、かねて井上が提出する意見書に注目していたが、政体取調局書記官を兼任する井上に草案の作成をゆだねる⁽⁸⁾。四月十四日、太政官正院において、立憲政体樹立の詔勅がくだされる。詔勅は、「今誓文ノ意ヲ擴充シ茲ニ元老院ヲ設ケ以テ立法ノ源ヲ廣メ大審院ヲ置キ以テ審判ノ權ヲ鞏クシ又地方官ヲ召集シ以テ民情ヲ通シ公益ヲ圖リ漸次ニ國家立憲ノ政體ヲ立テ汝衆庶ト俱ニ其慶ニ賴ント欲ス⁽⁹⁾」というものである。詔勅にそつて、同日、太政官の職制が改正され、左右両院が廢止され、立法機關として元老院が、司法機關として大審院が新設される。太政官正院は、行政府として存続する。

同年七月三日、太政官正院の法制課が法制局に改組され、伊藤が長官となる。五等出仕の井上は、権大内史細川潤次郎、六等出仕村田保などととも法制官に任命される。法制局は、「正院ノ下命ヲ受ケ法制ヲ起草修正スルノ所」(「法制局職制章程」、明治八年九月)である。井上は、九月には二等法制官に累進し、翌九年六月には新設の法制局主事を命じられる。主事は、長官を兼任する伊藤が繁忙なために、「文案及ヒ會議ヲ調提幹理セシム」ために設けられたものであり、井上⁽¹⁰⁾が実質的に局務を主宰することになる。憲法制定にむけて、運命の出会いである。

四月の詔書以来、政府内部では、憲法起草の氣運がたかまり、參議大木喬任を中心としてそのための勅語の草案づくりもすすめられる。井上は、右大臣岩倉具視から意見をもとめられ、修正案を提示する⁽¹¹⁾。井上は、「其(憲法)實ノ性質ヲ究メザル時ハ後日必ス千里霄壤ノ懸隔ヲ生シ一個紛争ノ源ヲ爲サン」ことを懸念し、憲法に関する意見をまとめ、その夏に岩倉に提出する⁽¹²⁾。意見書は、近代憲法について基礎的な解説をくわえたものであり、「憲法之性質」と「憲法ヲ定ムル之目的」からなる。

「近比世ニ論スル所ノ國憲又ハ立憲又ハ憲法ト唱フルモノ」は、「一種政體ノ名稱」であり、聖徳太子の十七条憲法などの「古人ノ所謂憲法」とは「其實異種異様ノ物」である。「世ニ論スル所ノ國憲」とは、「歐洲ノ所謂『コンスチテュシオン』ヲ翻譯シタルモノ」である。「『コンスチテュシオン』ノ政」とは、「『アブソリュ』ノ政ニ（譯專制）對スルノ名」であり、「君權限制ノ政」を意味する。「君民」一致して「大憲」を定立し、「約束」として、「君室ノ家法」、「君權ノ定限」などを明文化する。憲法を遵守するためには、「立法行政司法ノ三權」を分立し、「立法官」に「憲法ノ監守」をゆだねる。憲法は、「君民ノ共議ニ成ルモノ」であり、「全國人民ノ代議士」と共議しないままに、「コンスチテュシオン」を創定することはできない。「民選議院」が存在しなければ、「コンスチテュシオン」も成立しない。

現今、民間では「憲法ノ論」がさかんになり、「三尺ノ童子」でも「憲法ノ論」を熟知している。人民が「朝廷憲法撰定ノ盛舉アルヲ漏聞セバ」、すなわち政府内における國憲起草の動きを察知すれば、「立憲ノ政」がおこなわれ、「代議ノ國會」が開設され、「憲法ノ草案」について議決をとろうとするであろう。政府が「聖徳太子ノ憲法」や「貞永ノ式目」のような「官人ノ守ルベキノ準則」を定めるようなことでもあれば、人民は「怨望憤悶」し、「佛國ノ大變革ヲ以テ國憲ヲ擁立スルガ如キ騒亂」になる可能性もある。井上は、つぎのようにしめくくる。

……歐洲文明諸邦ニ模倣シ立憲ノ主義ヲ取り明ニ立法ノ權ヲ人民ニ分チ君民共ニ憲法ノ下ニ立チ大臣宰相ノ責任ヲ定メントナラハ誠ニ國民ノ幸福ナリ然ルニ是又無二ノ一大事業ニシテ必ス在廷諸臣ノ叶同ヲ要ス

「歐洲文明諸邦」をモデルとして憲法を起草し、「君權」を制限し、「立法ノ權」を人民とわかちあい、「大臣宰相ノ責任」をさだめることは、「國民ノ幸福」であるが、「無二ノ一大事業」であり、幾多の「困難」もある。「在廷諸臣ノ叶同」、すなわち政府中枢部が一致協力してたちむかう必要がある。

政府中枢においても、「古人ノ所謂憲法」と「歐洲ノ所謂『コンスチテュション』」との相違をくりかえし強調しなければならぬほどに、憲法にたいする認識は低い。しめくりの引用部分には、井上の複雑な心境がにじみでている。憲法の起草から公布にかけては、幾多の困難が予測されるために、憲法起草の勅語をくだすことを躊躇する気持ちもある。反面、渡欧以来、憲法に関心をいただき、その研究にたずさわってきた井上には、憲法研究の第一人者としての自負もある。

立憲政体樹立の詔勅が下付されたことによって、「廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ」なければならぬ情況、すなわちモデル選択をめぐって相対立する主張が並立する情況が生みだされる。民間の憲法論議は自由民権運動へと展開し、イギリスやフランスの自由主義的な憲法の制定を主張する。政府内では、青木周蔵とともにプロイセン欽定憲法を下敷にした憲法構想を練りあげた木戸が主導権をにぎり、保守的な立憲制を志向する。漸進主義的な観点から「上二成ル」プロイセン憲法を支持し、それを訳出した井上は、詔勅の草案を起草し、やがて法制局主事として政府内の憲法制定の動きの中心に身をおくことになる。

二、「獨逸國公法學士」の招聘

明治九年九月七日、元老院議長有栖川宮熾仁にたいして、「朕爰ニ我カ建國ノ體ニ基キ廣ク海外各國ノ成法ヲ斟酌シ以テ國憲ヲ定メントスソレ宜ク汝等之カ草案ヲ起創シ以テ聞セヨ朕將之ヲ撰ハントス」という勅語がくだされる。⁽¹³⁾

翌八日には、元老院議官の柳原前光、福羽美静、中島信行、細川潤次郎の四名が国憲取調委員に任命される。宮内省出仕を命じられた木戸は、皇室制度の調査研究に専念していたが、国権取調の進捗状況に関心をいだいていた。それは、国憲取調委員を命じられた中島が地方官會議において急進的な発言をしたことがあるからである。翌九月三十日、

木戸は明治天皇に「憲法一條に付愚按」⁽¹⁴⁾、すなわち青木との議論のなかで練りあげた、プロイセン欽定憲法を下敷にした憲法構想を詳細に奏問する。そのさい、漸進主義の立場から、持論である民選議院設置の時期尚早論を陳述したと推測される。⁽¹⁵⁾

詔語がくだされてから一ヶ月ほどのちに、元老院は日本国憲法第一次草案を脱稿する。起草にさしては、民選議院の開設に慎重な意見をもつ木戸や岩倉の意見が反映されたとおもわれる。実際、草案は民選議院に関しては言及することもなく、井上が意見書において「民選議院ナシ是レ憲法ナキナリ」と述べているように、立憲制を採用していない。その後、第一次草案はそのまま放置される。

十月二十七日、草案の脱稿と相前後して、外務卿寺島宗則は「今般獨逸國在留青木全權公使ニ命シ同國公法學士一名人撰シ別紙約定面ニ随ヒ雇入候様致度」と太政大臣三条にうかがう。「當省公法學顧問」である「米國人スミツ氏」の解雇後、「司法省雇佛國人ボアソナート氏」が「事務顧問」を兼務するが、「本務繁劇ニシテ時々出省難相成趣」であるという理由である。スミス (Erasmus Peshine Smith) は、九月に二度目の満期をむかえ、解雇となる。その後、ボアソナード (Gustav Emil Boissonade de Fontarabie) がいわば片手間に外務省にでむいていた。寺島は、明治六年十一月に外務卿に就任して以来、不平等条約の改正、とくに関税自主権の獲得を最大の課題としてとりくむ。関税自主権をめぐってイギリスやフランスと対決するためには、「公法學」に精通する専任の顧問を招聘する必要がある。伺は、十一月十一日付で裁可される。⁽¹⁶⁾

ドイツから公法顧問を招聘するというのはあまりにも唐突であるが、その理由はしめされない。ドイツから医学教師と語学教師を招聘したいという明治二年十二月の伺には、それぞれ、「一體獨逸は醫學萬國秀絶いたし」⁽¹⁷⁾、「普魯士國ノ儀ハ近年學術ヲ勉勵スルヲ殆ト西洋各國ニ冠タル者」という理由が明示されていた。⁽¹⁸⁾ 明治四年三月に、刑部省が

「刑律編輯ニ付外國ノ法律廣参考致度候間普魯士國ヨリ律學ノ教師御雇相成候様」と伺い、「申出ノ通御聞届相成候」と裁可されたことがある。⁽¹⁹⁾ 刑部省は、明律、清律、江戸時代の公事方御定書などを参考として新律綱領を編纂し、明治三年十二月に發布するが、翌春には西洋の刑法にならって修正する必要性が認識され、法律学教師を招聘することになったと察せられる。このときは、法律学教師をドイツから招請しなければならぬ理由はしめされない。実際にドイツから法律学教師が来日した形跡はない。刑法起草は司法省にひきつがれ、その後、ボアソナードによって近代法典としての刑法、治罪法が起草されたところから、実際にはボアソナードがドイツ人法律学教師のかわりに招請されたのだろう。

ドイツ人公法顧問の招聘については、「或ひは公法學方面の顧問にはドイツ『公法學士』を最適とするとは、すでに當時において廟堂内部の定論となつてをつたのかとも察せられる」といわれるが、⁽²⁰⁾ 明治初年の段階においては、医学関係以外の分野にドイツ人を招聘することは容易ではない。青木は、ドイツにおける学生生活のなかで「凡百の学科を修むるに於て、独逸諸邦に優る国なき」と確信し、「独逸に於ける如き主義正確にして、秩序精密なる学問」を日本に移植しようと画策する。⁽²¹⁾ 青木は、文部省から第一大学区医学校のドイツ語学教師の人選を要請されると、明治六年三月にベルリンをおとずれた木戸に、法学者か経済学者を語学教師として招聘し、やがて「専ら本事務に当らしめては如何」と具申する。木戸の「満幅の賛成」をえた青木は、まず、明治八年秋に、「生命保険の事業に就て研究し、併せて統計及び計算の事務に精通」するマイエットとのあいだで契約をむすび、明治九年一月に東京医学校の「語学教師」として日本に送りこむ。⁽²²⁾ マイエットは、「此人青木周藏深意先文部の雇人とし本邦へ越せり」といわれる。⁽²³⁾ 明治十一年五月には、青木の思惑どおり、大蔵省の兼雇となり、やがて「當時最も重要部門たる理財府の總般的な顧問」として太政官法制部・外務省顧問ボアソナードと併称されるほどの足跡をのこす。⁽²⁴⁾

当時、ドイツに滞在していた青木周蔵、桂太郎などが木戸孝允をとおして、ドイツ人公法顧問の招聘を画策したのではないかという推測がある。⁽²⁵⁾ 根拠はしめされないが、青木にはドイツ人公法顧問の招聘に関与する動機もあり、その形跡もある。

公法顧問の人選を命じられたのは、あらたにドイツ特命全権公使としてベルリンに着任した青木である。外務省は、明治九年十一月二十一日付の「明治九年別信第五號」により、アメリカ人顧問スミスの後任として、「獨逸國人之内可然もの」を雇入するよう命じる。そのさい、「公法學ニ精通候而已ならず英佛等語學ニも熟達致從而外國法律をも兼居候よし」という理由をあげ、「此方にてハ Dr. Horzendorf と見込居候」と、特定のドイツ人を候補者として指定する。さらに、「可成ハ同人を招聘いたし度」として、ホルツェンドルフの招聘に固執する。ただし、「本人不承知」のばあいには、ホルツェンドルフと同等の「学識」と「語学」の能力をもつものを選抜するよう指示する。⁽²⁶⁾

誰かが推薦しないかぎり、外務省において特定のドイツ人の名がうかびあがることはない。誰が公法顧問を推薦したのだろうか。明治初年には、お雇い外国人はフルベッキ (Guido H.F. Verbeck) のように日本の居留地に居住する外国人のなかから選ばれたり、イギリス人医師ウイリス (William Willis) のようにイギリス公使パークス (Harry Smith Parkes) の推薦により雇用されたりしていたが、明治二年ころからは、大学東校お雇い教師のミュラー (Benjamin Carl Leopold Müller) と Hoffman (Theodor Eduard Hoffmann) のように、日本政府が駐日公使館をとおして本国政府に人選を要請するようになる。さらに、在外公使館が整備され、日本人の洋行がまれでなくなると、司法省お雇い教師ボアソナードを岩倉使節の司法省理事官随員が選抜したように、日本人がお雇い外国人を目的にあわせて直接選抜するようになる。

明治九 (一八七六) 年の段階では、公法顧問を推薦したのは、ドイツに在住するか、滞在した経験がある日本人に

限定してさしつかえないとおもわれる。明治九年当時、ベルリンには、青木やドイツ公使館附武官の桂太郎のほか、北尾次郎、長井長義、本多康直、松本銈太郎、山県伊三郎らが滞在している。さらに、一八七六年以前にドイツ大学法学部に学籍登録したものは、荒川邦蔵、有馬次兵衛、木下周一、鶴田揆一、三浦十郎、山脇玄である。

‘Dr. Horzendorf’ という人物にその推薦者を特定する鍵がある。ベルリン大学法学部の教授スタッフのなかに、グナイストなどとともに、刑法教授ホルツェンドルフ (Franz Joachim Wilhelm Philipp von Holtzendorf) の名がみられる。ホルツェンドルフは、一八五二年十一月に「商品にならない物について」(De rebus quarum commercium non est) と題する学位請求論文をベルリン大学に提出し、法学博士 (doctor utriusque juris) の学位を取得する。⁽²⁷⁾ 一八五七年四月にはベルリン大学で教授資格を取得し、私講師となり、一八六〇年には員外教授、一八七三年夏学期には刑法 (Kriminalrecht) の正教授になる。その冬学期にはミュンヘン大学にうつる。⁽²⁸⁾

員外教授ホルツェンドルフは、「国法——とくにプロイセン憲法との関連において」(Staatsrecht mit besonderer Rücksicht auf die Preussischen Verfassungs-Urkunde)、「ドイツおよびプロイセンに共通する刑法」(Gemeines deutsches und preussisches Strafrecht)、「死刑について」(Über die Todesstrafe) といった講義を担当している。⁽²⁹⁾ 一八七三年夏学期までに冬学期ベルリン大学法学部に学籍登録した青木、荒川、山脇、「伯林大学に通学して、法律経済等の一班の講義」を聴講した桂⁽³⁰⁾などは、員外教授時代のホルツェンドルフの講義を聴いた可能性もあり、わずかながらもホルツェンドルフとの接点をみいだすことができる。このなかで、外務省に公法顧問を推薦したのは特命全権公使の青木であろう。

第一に、青木は木戸を領袖とする長州藩閥という郷党的結合を背景として、みずから立案企画した案件を実現する。青木は「木戸翁等の斡旋」によりドイツ留学を許可され、⁽³¹⁾ 渡独後も木戸の要請により西欧やドイツの情勢に関する

「何か一小篇」を送付していた⁽³²⁾。その内容は、「兵部之制」、「花（華）族」廃止論への反駁、「五洲ノ秤衡」、「生徒（ドイツ留学生）都督ノ為」に弁務使をドイツへ差遣する必要性など多岐にわたる。木戸は、青木の報告については「段々未聞之高説承り實に致感伏候」とたかく評価し、青木の提言を積極的にとりいれる⁽³³⁾。明治六年一月、青木が外務一等書記官心得に任命されたのは、ベルリンにも「常居之辨務使」を派遣すべきであるという青木自身の提案による。

さらに、青木は、明治八年五月、司法大輔の地位にあった山田顕義にドイツ留学生の山脇玄を司法省留学生に採用するよう依頼し⁽³⁴⁾、それを実現したこともある。マイエットを予科教師として日本に送りこむことができたのも、藩閥の後ろ盾があったからである。

第二に、青木は憲法に関心をいただき、みずからプロイセン欽定憲法の原理にもとづく私擬憲法を起草しただけでなく、日本においても憲法が制定されるよう画策していた。青木は、もともと医学留学生として藩費による渡独を命じられるが、「国家に益する学問、即ち、政治に関係ある学問」を学ぶという初志をつらぬき⁽³⁵⁾、一八七〇（明治三）年冬学期にベルリン大学法学部に学籍登録する。青木は、明治五年七月、岩倉使節がロンドンに到着すると、旧長州藩出身の品川弥二郎、桂太郎、静間健助などのドイツ留学生とともに副使の木戸をたずね、憲法の調査研究を欧米歴訪中の最大の課題とする木戸のもとめにおうじてプロイセンの欽定憲法について知見を披瀝する。このとき、「李国の憲法を翻訳するか、又は、将来我邦に於て憲法を制定するとせば如何に之を編纂すべきや、試に一個の草案と又該草案に添付すべき憲法制定の必要を説明せる理由書を起草すべし⁽³⁶⁾」と命じられ、ドイツ国法・行政法教授のグナイスト（Heinrich Rudolf Hermann Friedrich von Gneist）の助言をえながら、「大日本政規」の起草にとりくむ⁽³⁷⁾。

青木は、明治五年八月から十月にかけて、岩倉使節の理事官としてベルリンをおとすれた当時の司法大輔の佐々木

高行としばしば面談し⁽³⁸⁾、「法典制作」、すなわち憲法を起草するためには「獨逸教師」を日本へ招請する必要があると進言する。青木の憲法構想は、のちに青木が山田顕義にあてた書翰から窺い知ることができる⁽³⁹⁾。憲法を起草するためには、まず、「於府下設置有之候大學法律門ヲ頗ル廣大之専門校トナシ」、「法律之原理ヲ修學セシムル事ニ著手シ、傍ラ司法省之一部ニ於而公私典律即取わけ刑典及民法中貴要之諸科を草案制作する事ニ御著手」する必要がある。そのさい、「所謂本然タル法律原理即古羅馬之法律原理ヲ云を獨逸教師生ノ獨逸癖ト咎ムル勿レ、九鬼氏ヨリ其原由ハ語ルベシ、ニ倚リ英語ヲ以講習セシム」べきである。それは、「英佛及米國之尋常法律學士」は、「獨逸教師」とはことなり、コモン・ロー、ナポレオン法典などの「自國之確定法典」だけを修学しているために、「本然タル法律原理」、すなわちローマ法原理に依拠しながら「一箇新典」を起草する力量がないからである。青木は、明治七年三月に一時帰国すると、「コンスチテューション論ヲ確然不拔ニ主張可致」と考え、おなじ長州藩閥の山田顕義とともに憲法を制定する必要性について説得工作をおこなう⁽⁴⁰⁾。

青木は、ホルツェンドルフと交渉にあたるが、拒絶される。ホルツェンドルフは、のちに「刑法、国法、国際法、刑執行、刑務所制度の分野における卓抜した学者」、「女性の法的地位改善の先駆者」、「多種多様な慈善制度の推進者」などと評される著名な法学者である⁽⁴¹⁾。その後、ドイツ政府の協力により八名の候補者と交渉し、明治十一（一八七八）年九月二十六日付の「別信第七號」で、「Prof Roeslerと申者にて其学力も『ホルツェントルフ』ニ優劣無之其人物者顧問之任ニ適し候者」とつたえ、レースラーと交渉にはいる旨を本省につたえる⁽⁴²⁾。

レースラー (Karl Friedrich Hermann Roesler) は、一八三四年、バイエルン王国中部フランケン人のラウフ (Lau) に生まれる。ニュルンベルクのメラニヒトン・ギムナジウムを卒業したのち、エアランゲンとミュンヘンの両大学で法学と国家学をまなぶ。一八六〇年には、エアランゲン大学に「商事会社の資産の法的性格」(Die rechtliche Natur des

Vermögens der Handelsgesellschaften nach römischen Rechte) と題する学位請求論文 (Inaugural-Dissertation) を提出し、法学博士号を取得する。おなじ年、テュービンゲン大学にも学位請求論文「労働の価値について」(Über den Wert der Arbeit) を提出し、国家学博士 (doctor oeconomiae publicae) 号を取得する。⁽⁴³⁾ 同年冬学期には、エアランゲン大学哲学部の私講師 (Privatdozent) となる。一八六一年には、テュービンゲン大学に提出した学位論文を『労賃論批判』(Zur Kritik der Lehre vom Arbeitslohn) として刊行し、経済学者としての地位を確立する。この著作が機縁となり、メクレンブルク・シュヴェーリン大公フリードリヒ・フランツ (Friedrich Franz) 二世によりロストック大学の国家学員外教授として招聘される。⁽⁴⁴⁾

「第九人目」の候補者レースラーは、メクレンブルク・シュヴェーリン大公フリードリヒ・フランツ二世が推薦したといわれる。⁽⁴⁵⁾ 青木は、同年十月五日、レースラーとのあいだで契約をむすぶ。レースラーは、「法律顧問」として「外務卿ノ指揮」のもとで、「萬國公法并二國法上ノ下問ニ答ヘ及ヒ外務卿ノ命ニ應シ諸草按ヲ起草スル」⁽⁴⁶⁾ ことになる。契約をむすんだのち、レースラーはカトリックの信仰告白をすませる。領邦大学の伝統をかたくなに継承するロストック大学の学則は、カトリック信者が講壇にたつことを禁じているために、カトリックへの改宗はロストック大学における地位の放棄を意味する。レースラーが日本政府の招聘に応じたのは、信仰に忠実であろうとし、日本に新天地をもとめようとしたためである。レースラーは、同年十二月二十三日、家族とともに横浜に着港する。

青木は、レースラーが着任したのちにも、明治十一年に開催されたパリ万国博覧会に博覧会御用掛として参加した文部大書記官の九鬼隆一にドイツ人法学教師の招聘について山田への伝言を依頼する。明治十二年一月には、山田に書翰をおくり、「法典制作」のためには、イギリス、フランス、アメリカからではなく、あくまでもドイツから法学教師を招聘しなければならぬとうったえる。⁽⁴⁷⁾ 青木は、あくまでも外務省の公法顧問としてレースラーを選抜したの

であり、「法典制作」のための教師としてではない。しかし、関税自主権をめぐってイギリスやフランスと対決するためにドイツから招聘されたレースラーは、「公法学ニ精通候而已ならず英佛等語學ニも熟達致從而外國法律をも兼居候」法学者であり、「一箇新典」を起草する力量をそなえている。政府が決断しさえすれば、ただちに憲法の起草にとりかかることができる。

レースラーは、翌十二年一月二日に天皇に拝謁したのち、「萬國公法」や「國法」の知識にもとづいて、日本の貿易や経済に関する調査研究にたずさわる。四月二十八日には、品川弥二郎らの要請により、銀行制度に関する私的な研究会である「スパール會」において、「講會ヲハジム」⁽⁴⁸⁾。ドイツ東洋文化研究協会にも正規の会員として入会し、調査研究の成果を「一八六八年以降の日本の對外貿易の概要」(Uebersicht des japanischen Aussenhandels seit dem Jahre 1868)としてまとめ、明治十三年十二月に刊行された協会の紀要第二十二号に発表する⁽⁴⁹⁾。それは、明治初年以來の貿易收支を分析し、外国産の石油と砂糖の消費が慢性的な輸入超過の主因であることをあきらかにしたものである。レースラーは、日本の貿易收支を改善するためには、商品的価値のたかい砂糖を増産し、輸出する必要があると提言する。

明治政府は、不平等条約、なかでも関税自主権を獲得するための条約改正交渉をすすめるが、レースラーの着任直後からハルトレー事件(明治十一年二月)、ヘスペリア号事件(明治十二年七月)といった国家主権を侵害する事件があいつぎ、明治十二年九月、条約改正交渉を中断する。以後、法権回復が先決であるとして、その前提条件である西欧近代法の原理に基づく法典編纂をいそぐ。明治政府の方針の変更により、レースラーは法典編纂にたずさわることになる。時間的な流れをたどれば、日本国憲按第一次草案が棚上げにされた直後に、青木が所属する外務省がドイツから公法顧問を招聘したいと伺い、レースラーが招聘され、さらにレースラーに法典編纂をゆだねるといふ展開で

ある。プロイセン欽定憲法の原理にもとづく私擬憲法を起草したドイツ特命全権公使の青木は、憲法の起草にむけて準備をすすめる井上毅のもとに「井上毅の有力な相談相手であり教師」⁽⁵⁰⁾レースラーをおくりこむ。

三、「獨乙行」

日本国憲按第一次草案は、その後、修正をくわえられ、明治十一年七月に第二次草案が脱稿する。第二次草案も修正をくわえられ、翌十二年十二月に元老院議長の有栖川宮熾仁に提出される。草案には、立法権（第四篇）について、「皇帝元老院及ヒ代議士院合同シテ立法ノ權ヲ行フ」という条項がもりこまれる。内務卿伊藤博文は、国憲取調委員柳原前光から送付された写しに目をとおしていたが、右大臣岩倉具視から意見をもとめられ、同月二十一日付で、「草案は、（中略）各國の憲法を集取、焼直し候迄にて、我國體人情等には聊も致注意候ものとは不被察候。必竟歐洲の制度を模擬するに熱中し、將來の治安利害如何と顧候ものには無之様奉存候」と回答する。⁽⁵¹⁾議長有栖川宮は、国憲取調委員に草案の修正を命じると同時に、諸参議に国憲に関する意見書を提出するようもとめる。

明治六年十月の政変以後、「内閣ノ議官」である参議が諸省卿を兼任することが慣行化し、重要政策は三大臣、すなわち太政大臣と左右大臣、および参議の協議により決定されていた。皇族・華族出身者が三大臣につき、薩長土肥四藩出身の藩閥政治家が参議として政府の実権をにぎっていた。明治十二年十二月ころから、伊藤博文は明治八年の大阪会議以来の懸案であった内閣と諸省の分離について画策する。その目的は、参議兼大蔵卿として発言力をもつ大隈重信の勢力をそぐことであつたといわれる。⁽⁵²⁾大隈は、その後任として佐野常民を大蔵卿にあてるといふ条件で伊藤案を了承し、明十三年二月に内閣諸省の分離が実現する。翌三月には、太政官の法制部と調査部の二局が法制、会計、軍事、内務、司法、外務の六部に改組され、参議が各部を分掌することになる。伊藤博文は、内務卿を辞任し、参議

専任として會計部と内務部を分掌し、大隈重信は大蔵卿を辞し、参議として會計部と外務部を分担する。参議の井上馨は、条約改正交渉にあたっていたために、外務卿兼任として太政官外務部を分掌することになる。ちなみに、法制部は、大木喬任と山田顕義が分担する。

内務大書記官の井上毅は、三月五日付で太政官大書記官に転任し、内務部勤務となる。その三月二十日ころ、井上毅は、井上馨に招かれ、「地方行政之事」、「國憲設立、國會開設之一問題」などについて論議する。諸参議は、明治十二年十二月、國憲案の取り調べにあたる元老院の議長有栖川宮熾仁から、あらためて國憲に関する意見書の提出をもとめられていた。大久保利通の没(明治十一年七月)後、参議に登用された井上馨にとっては、内務卿として政府の中枢に位置する盟友伊藤博文の知謀である井上毅の意見を聞いておく必要があつた。井上馨は、地方行政、憲法制定、國會開設に関する井上毅の意見にひかれ、「獨乙行ノ内意」をもらす。井上毅は、三月二十三日付で井上馨に返書を認める。⁽⁵³⁾

ドイツ出張について、井上毅は「獨乙行之事御内示之旨知己恩遇小生ニ於而感佩之至奉存候」と率直による。まず、「地方行政之事」については、「前途獨乙ニ模效セラル、之御趣意ニも候ハ、此議ハ乍恐不可然と奉存候」と、ドイツを地方行政のモデルとすることに異議をとなえる。それは、「我カ現今之地方行政ハ廢藩之改革ヲ承ケ全國一統之政治ヲ施シ區畫編制ヲ初トシテ全ク佛國ト相類似」することにしたためである。なかでも、「明治十一年ニ府縣會ヲ設ケラル、ニ其規則制度大抵佛國ニ依リ地方税法町村叶議費ノ如キモ亦前途佛國全備ノ制ヲ目的トシタル者」である。さらに、「本年地方官會議ヲ以テ之カ修正ヲ加ヘタルモ亦益々佛國ノ法ニ近似ノ針路ヲ取ル」ことになる。

井上毅は、こうした趨勢について、「今我國ハ一タヒ戰捷之勢ニ乘シ廢藩之一舉、非常ノ改正ニ出、其形跡、宛カモ佛國ト相類似シ從テ全國一律ノ地方政治ヲ行フ」ヲ得ルノ好一時期ヲ得、爾來漸次ニ施ス所、皆佛國ノ制ニ模倣

シ」と分析する。プロイセンの地方行政については、「舊慣ヨリ來ル者」であると近親感をしめすが、フランスについては、「革命ノ機會ニ乗シ、割斷ノ改革ヲ全國ニ行ヘル者」であるとして、むしろ否定的な見解をしめす。井上毅は、「日本はドイツより仏國に近似しているから、これに倣うべきである⁵⁴」とはいっていない。その主旨は、「今日方ニ其半塗ニ在リテ未タ目的ヲ達セザルノ際又俄カニ普國ノ制ヲ采リ地方自治ノ主義ヲ行フカ又ハ之ヲ雜ヘ用フルカ一左一右ノ畫一ノ標準ヲ亂ル時ハ獨リ政府ノ良計ニ非サルノミナラズ亦人民ノ爲ニ一大不幸ヲ致スベキ歟」というところにある。そこで、「地方行政之事前途獨乙ニ模倣せらるゝ之御趣意ハ不可然と奉存候」という結論にいたる。

つぎに、「國憲設立、國會開設之一問題」については、プロイセンをモデルとすべきであると明言する。「バロン、ステイン氏以來ノ贊襄ノ力」によって一八五〇年に制定されたプロイセン憲法は、「政府ヨリ經始創立ノ是ヲ人民ニ付與シ其許諾ヲ取りタル者」であり、フランスなどのように「内亂ノ餘、人民ヨリ劫迫ノ之ヲ政府ニ要取シタル者」ではない。現在のプロイセンにおいて、「政府ト國會トノ間、權衡相持シ從テ富強ノ實、歐洲ニ冠首タルヲ得ル」のは、「其建國治体ノ宜キヲ失ハザル」ことによる。日本においても、「明哲練達ステイン氏」のような中興の士があらわれ、「舊ヲ變シ新ニ就ク」さいに行政手腕を發揮し、「國安ヲ保チ國体ヲ全クセン」ことに期待をよせる。井上は、明治十三年三月の段階において、憲法制定にむけてプロイセンをモデルとしなければならぬと井上馨に論断する。井上の脳裏では、「ステイン氏」と伊藤博文がかさなりはじめらる。

「ステイン氏」とは、ティルジットの和約直後の一八〇七年十月、国家再建のため登用され、翌年十一月まで事実上の首相としてプロイセン改革に着手したシュタイン (Karl Reichsfreiherr von und zum Stein) のことである。プロイセン改革は、フランスの軍事的侵略という外圧を契機として推進された改革であり、農制改革による農民の人格的自由の保証、都市条例よる市民の市民自治制の導入、行政機構改革による官僚主導の内閣制度などを実現する。シュ

タインを中心とした開明派官僚の主導のもとに、フランス革命の自由と平等の理念を部分的に実現することによって政治的革命を避けながら、近代市民社会の要請におうじ、同時に民族的自立を達成しようとした改革であり、後進的諸国の近代化の典型となる。

井上は、「ステイン氏之前蹤」にならうという「御旨意」であれば、その「機会」は「今来二年之間」であるとして、「取調之時日も六ヶ月ヲ得候ハ、十分と奉存候」という。「取調之時日」とは、ドイツ滞在期間をさすとおもわれる。さらに、「此國憲設立之事ニ就キ獨乙ノ事跡取調之御内旨ニモ候ハ、洵ニ國家之爲ニ前途無限之慶福ト奉存候」と述べ、ドイツ出張に積極的な姿勢をしめす。井上は、「従前理事官之面々原書ニ通せず専ら通辯ヲ相手ニして各國之法律取調いたし或は疎謬之説多く甚タ危殆之事」と考え、「地方施政法ノ如キハ小生不相替佛國法而已研究仕度心得」であったが、「國憲論ニ至候てハ特別之儀と奉存候」となみなみならぬ決意をしめす。さいごに、井上はこの書翰をドイツ公使青木周蔵へ回覧するよう要請する。渡独すれば、青木に協力を要請しなければならない。それ以上に、プロイセンの欽定憲法にならった憲法私案を作成し、憲法制定に積極的な青木との連携をめざす姿勢がみられる。

井上毅は、翌四月十五日には太政官内務部勤務を免じられ、法制部勤務を命じられる。法制部は、「法律条例諸規則ヲ起草シ又ハ之ヲ改案シ及ヒ職制章程ヲ監査シ法律ヲ説明スルノ所」(太政官達第二〇号、明治一三年三月一日)である。さらに、同月十七日には、法制部主事を命じられるが、同時に琉球分割交渉のため上海への出張を命じられる。井上毅には、「十分ナル閑暇ヲ得、一年之間ハ全ク外事ニ関係せず主ニ取調いたし度」という願望はゆるされない。

「獨乙ノ事跡取調」は、井上馨の思いつきではなく、内閣においても、プロイセン欽定憲法をモデルとした国憲の草案づくりのための調査の必要性が認識されていた。井上毅が上海へ旅だった二日後の四月十九日、「太政官権大書

記官村田保外一名法律並地方編成法取調トシテ獨逸國へ被差遣之件」が稟議に付され、大隈重信をはじめすべての参議が捺印する。その後、五月五日付で裁可され、太政官権大書記官の村田保と同権少書記官の山脇玄に、「御用有之獨逸國へ被差遣候事」という辞令がだされる。ドイツ派遣の目的は、「法律並地方編成法取調」である⁽⁵⁵⁾。

山脇玄は、明治四年一月に大学東校の留學生として渡独したのち、医学から法学に専攻を変更し、一八七五年夏学期にハイデルベルク大学において法学博士の学位を取得する。明治八年九月、在独のまま司法省御用取調となり、明治十年五月に帰国し、その八月には司法省御用掛として民法の編纂にかかわる。ドイツ派遣を命じられる直前の明治十三年三月十九日付で「太政官権少書記官 法制部勤務被 仰付候事」という辞令をうけとる⁽⁵⁶⁾。旧幕臣の村田は、昌平饗で漢学をまなび、維新後、昌平学校の少助教、刑部省・司法省の権大録を歴任し、明治四年には法律学の修業のためイギリスに留学する。帰国後も、司法省に在勤するが、明治八年以降、太政官正院にうつり、刑法や治罪法の草案づくりにあらずさわる。ドイツ語の学習歴はない。山脇は、「法律並地方編成法取調」を目的とするドイツ出張のために登用されたとみてさしつかえない。山脇の登用には、「其書を読まずして其國法を研究する事ハ到底六ヶ敷事と存じ候⁽⁵⁷⁾」という井上の持論が反映されている。

村田保と山脇玄は、本来であれば、井上毅にゆだねられるはずであったドイツにおける課題をにない、同年五月に渡独の途につく。かれらは、ベルリンでは、ベルリン大学法学部教授グナイストや同ベルナー (Albert Friedrich Berner) のもとで「法律取調」にあたる。山脇は、一八七三年夏学期から冬学期にかけて、ベルリン大学において、刑法・国際法教授ベルナーの「法律誌及法律軌典」と「獨乙國政事史及律史」、ローマ法教授ブルンスの「羅馬律制及羅馬律古誌」、「羅馬律史」、「獨乙國通律施行論」を聴講するが、グナイストは聴講していない⁽⁵⁸⁾。かれらが「法律取調」という課題のためにグナイストを選択したのは、ドイツ公使青木のすすめによる。青木は、一八七〇年冬学期か

ら一八七二年冬学期にかけて、ベルリン大学法学部に学籍登録し、グナイストに師事する。一八七三年四月、青木はベルリン滞在中の木戸孝允をグナイストにひきあわせる。青木は、のちにグナイストの助言をえながら、プロイセン欽定憲法の原理にもとづく「大日本政規草案」を起草する。⁽⁵⁹⁾以後、日本において憲法の制定作業がすすむなかで、いわゆるグナイスト・ルートが形成される。

グナイストとベルナーは、ふたりの質疑にたいして、「精神ヲ費シ辨明致候ハ全ク自己學問上之利益ト兩書記官之法律取調上ニ充分便宜ヲセシメ為メ厚ク勞力致」す。⁽⁶⁰⁾一八八〇年冬学期には、グナイストは「ドイツ国家法」(Deutsches Staatsrecht)、「プロイセン憲法・行政法」(Preussisches Verfassungs- und Verwaltungsrecht)、「プロイセン国家行政改革論」(Ueber die Reform der preussischen Staatsverwaltung)、「ドイツ民事訴訟」(Deutsches Civilprozess)を、ベルナーは「法哲学」(Rechtsphilosophie, mit einem Ueberblick ueber die Staatswissenschaften)、「刑法」(Strafrecht)、「刑事訴訟」(Strafprozess)の講義を担当する。⁽⁶¹⁾とりわけグナイストの講義は、ふたりの日本人の使命のために、すなわち憲法制定を企図する日本のために用意されたかのものである。

「獨逸國縣行政裁判所長」の「ニューハウス」⁽⁶²⁾、明治十二年に日本公使館の法律顧問となった「獨逸國治安裁判官」のモッセ (Albert Mosse)⁽⁶³⁾もかれらの取調のために便宜をはかる。かれらと相前後して、ベルリンをおとずれた一等警視佐和正も、「警察事務取調」にさいして、「獨逸國警視總監」の「マデイ」、「同國內務一等樞密議官」の「イリーング」、「同國司法一等樞密議官」の「スタールク」⁽⁶⁴⁾、「獨逸國樞密議院」の「クラーフ、フォン、ヒツクレル」、「同「テツレマン」」⁽⁶⁵⁾に援助をおおぐ。

山脇と村田は、明治十四年六月には帰国しよう命じられるが、太政官法制部を分担する参議山田顕義に「處此地ニ於テ調物七月中迄ニ無之テハ成功無覺束半途ニシテ歸朝致候ハ遺憾ニ付精々費用ヲ節減シ用意金等モ兼テ伺濟之金

七千円ヲ不超過様致シ遅クモ九月初旬ニハ歸朝可致ニ付延期相願度」と滞在延期を願いでる。山田は、その四月にこれらの滞在延期についてうかがい、「七月中滞在ヲ許ス」と指令される⁽⁶⁶⁾。

帰国後、かれらは「普國官制」と題する出張報告書を提出する。報告書は、太政官野紙百三枚の大部なものであり、

「王家ノ官制」と「政府ノ官吏」からなる。後者は、「参議院」の沿革を略述し、一八一七年に発布された現行の「参

議院ヲ設ケタルニ付テノ布告」を訳出する。さらに、「内閣」^{スターツミニステリウム}、「外務」^{ミニステリウムデルアウスウエルチゲンアーレンゲレハイト}、

「大蔵省」^{ヒナツツミニステリウム}、「文部」^{ミニステリウムデルガイストリヘンウインドウンテレレヒツウインドメチチナルアンゲレゲンハイト}、「通商及営業省」^{ミニステリウムヒュールハンデルウインドゲベルベ}、

「内務省」^{ミニステリウムデルインネレ}、「陸軍省」^{ミニステリウムデルランドビルドシヤフトドメーネンウインドホルステン}、「工部省」の各省について、「人員」、「定額」、

「沿革」、「直轄スヘキ官署」などについて詳述する⁽⁶⁸⁾。調査内容については、井上毅からも指示をうけていたとおもわ

れる。

各省の記述の分量は、陸軍省が野紙二十二枚でもっとも多く、ついで文部省十八枚半、大蔵省十三枚とつづく。陸軍省や文部省の紙数について思いをめぐらせれば、「建國の大法はデスポチツクに無之ては相立申間敷是には愚按有之候外に教育と兵制は容易にデスポチツクは被止不申候⁽⁶⁹⁾」という木戸孝允の考えにいきつく。この報告書は、プロイセンをモデルとした立憲制への移行にさいしてマニュアルとして活用されるはずである。

おわりに

一介の司法官吏であつた井上毅は、明治六年五月はじめにドイツ帝国の首都ベルリンを訪れたさい、「羅馬法ハ世界ノ最モ精美ナル者ナレハ當ニ其元則ヲ學フベシ、而シテ強逼スルヲナク力制スルヲナク顛覆スルヲナク其精美境界ニ向テ漸次歩ヲ進メ且ハ我カ國土固有ノ法ヲ守リ且ツハ其法ヲノ冥ニ中ニ變遷シ人民ヲノ知覺スベカラザラシムル」と

いうドイツの漸進主義的な法制観⁽⁷⁰⁾に魅了される。ベルリンでは、プロイセン欽定憲法を下敷きとする私議憲法の起草にとりかかった外務一等書記官心得の青木周蔵に会うことはなかったようだが、品川弥二郎から青木の憲法構想をつたえられる。それが動因となり、明治八年三月、日本ではじめてプロイセン憲法を訳出刊行する。

井上は、内務卿大久保利通の知遇をえ、法制官僚として政治の中枢に参画することになる。元老院において国憲案の起草がくりかえされるなかで、井上は明治十三年にはすでにプロイセン欽定憲法の原理にもとづく憲法を制定すべきであると明言し、意識的に憲法制定という共通の目的を追求する青木周蔵と連携する。青木は、明治初年のドイツ留学生が長州藩閥の領袖木戸孝允を中心として形成した、いわゆるドイツ・コネクション⁽⁷¹⁾の中心的なメンバーのひとりである。

井上は、明治十四年の政変後、「独乙書籍ノ翻訳刊行ニ關スル意見」⁽⁷²⁾を起草し、「人心ヲ統攬制御スル」ために、「其腦漿ヲ涵化スル所ノ書籍教育ヲシテ時流ヲ去テ正義ニ歸セシムル」必要を強調する。そのために、「参事院中」に一局を設け、「加藤弘蔵平田東助山脇玄等ノ日耳曼學者」をあつめ、さらに「其他現在商法ノ取調ニ従事スル所ノ日耳曼學者四五輩」にもドイツ書籍の翻訳にあたらせるよう提案する。

しかし、ドイツ・コネクションに属する人びとは、すでに井上が根城とする太政官に参集しはじめていた。大蔵権少書記官の平田東助は、明治十三年一月七日付で太政官権少書記官兼任を、⁽⁷³⁾司法省御用掛の山脇は同年三月十九日付で太政官権少書記官を命じられ、法制部に、陸軍中佐の桂太郎は同月三十日付で太政官権大書記官を命じられ、軍事部に勤務する。外務省准奏任御用掛の荒川邦蔵は、同年五月二十九日付で太政官法制部御用掛兼勤を命じられ、⁽⁷⁴⁾陸軍省八等出仕の木下周一は、翌十四年四月十九日付で太政官権少書記官を命じられ、陸軍省七等出仕兼補として軍事部に勤務する。⁽⁷⁵⁾プロイセン欽定憲法の原理にもとづく憲法の起草を決意した井上のもとに、「日耳曼學者」が参集しは

じめたのは偶然ではないだろう。すでに、政変前夜をむかえていた。

【註】

- (1) 井上毅伝記編纂委員会、『井上毅伝』史料篇第三、昭和四四年、四四三頁。
- (2) 楠田英世宛、明治六年五月二二日、『井上毅伝』史料篇第四、昭和四六年、三八四―三九〇頁。
- (3) 日本史籍協会、『木戸孝允文書』八、東京大学出版会、昭和四六年（昭和六年初版）、一一八―一二八頁。
- (4) 日本史籍協会、『木戸孝允日記』二、東京大学出版会、昭和四二年（昭和八年初版）、四二四―四二五頁。
- (5) 明治六年一月二〇日、同右書、四五二―四五三頁。傍線は原文割注。
- (6) 井上馨宛書翰、明治八年三月七日付、『木戸孝允文書』六、昭和六一年（昭和五年初版）、五三頁。
- (7) 明治二二年七月一七日付、徳大寺実則宛伊藤博文書翰、小松緑編、『伊藤公全集』第一卷、昭和出版社、昭和三年、五九―六〇頁。
- (8) 稲田正次、『明治憲法成立史』上巻、有斐閣、昭和五三年（昭和三五年初版）、二五四頁。
- (9) 太政官布告第五八号、『法令全書』明治八年。
- (10) 内閣法制局百年史編集委員会、『内閣法制局百年史』、大蔵省印刷局、昭和六〇年、五―九頁。
- (11) 稲田、前掲書、二八五頁。
- (12) 「憲法意見控」、『井上毅伝』史料篇第一、昭和四四年、九二―九五頁。
- (13) 「勅書」、『法令全書』明治九年。
- (14) 明治九年一月七日、『木戸孝允日記』三、昭和四二年（昭和八年初版）、四四三頁。
- (15) 稲田、前掲書、二九〇―二九二頁。
- (16) 「獨逸國法學士雇入ノ儀伺」、『公文録』外務省之部、明治九年十一月、文書第三。
- (17) 「相良知安覚書」、東京帝国大学、『東京帝国大学五十年史』上冊、昭和七年、三七四―三七五頁。
- (18) 「獨逸語學教師本國ヨリ雇入伺並ワグネル雇入届」、『公文録』大学之部、自己巳十二月至庚午四月、文書第一八。
- (19) 「刑部省ニ普國律學教師雇入ヲ准ス」、『太政類典』第一編、外国交際、外人雇入、文書第七七。

- (20) 鈴木安蔵、『憲法制定とロエスレル』、東京経済新報社、昭和一七年、三〇頁。
- (21) 板根義久校注、『青木周蔵自伝』、平凡社、一九八九年(一九七〇年初版)、二六頁。
- (22) 同右書、七〇～七一頁。
- (23) 明治九年八月五日、『木戸孝允日記』三、三九四頁。
- (24) 八木沢善次、「ペイ・マイエットの日本に於ける事績(中)」、『経済史研究』第二二卷第二号、昭和九年八月、四四頁。
- (25) 梅溪昇、『お雇い外国人①——政治・法制』、鹿島研究所出版会、昭和四六年、一六二～一六三頁。
- (26) 「明治九年別信第五號」、「獨逸人法學士『リヨースレル』顧問トシテ本省へ備入一件」、外務省外交史料館所蔵、『外国人雇入鑑』。
- (27) Wilhelm Erman, Verzeichnis der Berliner Universitätschriften 1810-1885, Berlin 1899 (Neudruck Hildesheim 1873), S. 31, S. 427.
- (28) Johannes Asen (Bearbeitet von), Gesamtverzeichnis des Lehrkörpers der Universität Berlin I, Leipzig 1955
- (29) Verzeichnis der Vorlesungen, welche auf der Friedrich-Wilhelms-Universität zu Berlin im Wintersemester vom 15. Oktober 1868 bis 19. März 1869 gehalten werden.
- (30) 宇野俊一校注、『桂太郎自伝』、平凡社、一九九三年、九〇頁。
- (31) 『青木周蔵自伝』、一二～一三頁。
- (32) 青木周蔵書翰、日付無、「内治及ヒ留學生ニ關シ其意見ヲ陳フル事」、宮内庁書陵部所蔵、『公苑諸士尺牘謄本』貳拾四、自明治四年五月至明治四年一二月。
- (33) 青木周蔵宛書翰、明治四年一月一〇日付、『木戸孝允文書』四、昭和六一年(昭和五年初版)、三二七～三二九頁。
- (34) 青木周蔵書簡、明治八年五月六日付、日本大学編刊、『山田伯爵家文書』二、平成三年、五三～五四頁。傍線部は原文割注。
- (35) 『青木周蔵自伝』、四頁。
- (36) 同右書、五七頁。
- (37) 稲田、前掲書、一九九～二〇〇頁。
- (38) 東京大学史料編纂所、『保古飛呂比』五、東京大学出版会、一九七四年、三二〇～三三一頁。

- (39) 青木周蔵書翰、明治十二年一月三〇日付、『山田伯爵家文書』二、七九～八五頁。傍線部は原文割注。
- (40) 山田顕義書翰、明治七年六月二四日、「大久保利通島津久光ノ閉居大隈重信ノ辞表提出ニテ閣員ノ寂寥ヲ憂ヒ青木周蔵ト共ニコンスチチューション論ヲ主張セントシ公ノ帰京ヲ待ツ等近況ヲ報スル事」、「公宛諸士尺牘謄本」參拾壹、自明治七年六月至明治七年八月。
- (41) Allgemeine Deutsche Biographie.
- (42) 「別信第七號抜粹」、「獨逸人法學士『リヨースレル』顧問トシテ本省へ傭入一件」、「外国人雇入鑑」。
- (43) Immo Eberl u. Helmut Marcon, 150 Jahre Promotion an der Wirtschaftswissenschaftlichen Fakultät der Universität Tübingen—Biographien der Doktoren, Ehrendoktoren und Habilitierten 1830-1980, Stuttgart 1984, S. 6.
- (44) 鈴木、前掲書、二四頁。
- (45) J・ジームス、本間英世訳、『日本国家の近代化とロエスラー』、未来社、一九七〇年、二七頁。
- (46) 「獨逸人ロエスレル雇繼ノ件」、『公文録』太政官、明治一四年十月、文書第一八。
- (47) 青木周蔵書翰、明治一二年一月三〇日付、『山田伯爵家文書』二、七九～八五頁。
- (48) 品川弥二郎、『日記』明治一一年・一二年、国立国会図書館憲政資料室所蔵、『品川弥二郎文書』。
- (49) Sitzungsberichte, Mittheilungen der deutschen Gesellschaft für Natur- und Völkerkunde Ostasiens, 22. Heft, Dezember 1880, SS. 35-44.
- (50) 鈴木、前掲書、三六頁。
- (51) 春畝公追頌会編刊、『伊藤博文伝』中巻、昭和十五年、一八八～一八九頁。
- (52) 大久保利謙、「明治一四年の政変」、明治史料研究連絡会、『明治政権の確立過程』、御茶の水書房、一九五七年、四九頁。
- (53) 国学院大学所蔵、『梧陰文庫』、A—五二二。「地方行政意見案」、明治一三年三月二三日、『井上毅伝』史料篇第一、二〇〇～二〇二頁
- (54) 大久保、前掲論文、七二頁
- (55) 「權大書記官村田保外一名獨逸國へ差遣ノ件」、『公文録』官吏進退、太政官、明治十三年、文書第三八。
- (56) 「御用掛山脇玄任官ノ件」、『公文録』官吏進退、明治十三年、文書第一三。

- (57) 「地方行政意見案」。
- (58) 「李國留學生山脇玄ヲ司法省雇トシ同國在留ヲ命ス」、『太政類典』第二編、学制六、生徒三止、文書第三七。
- (59) 稲田、前掲書、一九六頁。
- (60) 獨逸國伯林大學教頭ルードルフ、グナイスト以下三名叙勲ノ件、『公文録』太政官、明治一五年三月四月、文書第二六。
- (61) 栗城壽夫、「ドイツの大学における法律学科目の講義の歴史(2)」、大阪市立大学『法学雑誌』第二二卷第四号、昭和五〇年一月。
- (62) 「同國縣行政裁判所長ニューハウス叙勲ノ件」、『公文録』太政官、明治一五年三月四月、文書第二七。
- (63) 「獨逸國治安裁判官アルベルトモツセー同上(叙勲ノ件)」、『公文録』太政官、明治一五年一月、文書第七。
- (64) 「同國警視總監フォン、マデイ外二名同上(叙勲ノ件)」、『公文録』太政官、明治一五年三月四月、文書第二八。
- (65) 「獨逸國樞密議員ヒツクレル以下二名叙勲ノ件」、『公文録』太政官、明治一五年六月、文書第一一。
- (66) 「權大書記官村田保外一名獨逸國滞在ノ件」、『公文録』太政官、明治一四年五月第一、文書第六。
- (67) 「村田山脇記述普國官制」、『梧陰文庫』、C—九七。
- (68) 『梧陰文庫』の「村田山脇記述普國官制」には「司法省」に関する部分が欠落する。
- (69) 明治六年一月二〇日、『木戸孝允日記』二、四五二—四五三頁。傍線は原文割注。
- (70) 「伯耳靈行筆記」、梧陰文庫、E—一〇九。原典の閲覽にさいしては、国学院大学図書館事務部長愛川正一氏に特別の配慮をいただいた。
- (71) 森川潤、『木戸孝允をめぐるドイツ・コネクションの形成』、広島修道大学研究叢書第九三号、一九九五年。
- (72) 梧陰文庫、A—二七六。「獨逸書籍翻譯意見」、井上毅伝「史料篇第一、二五四—二五五頁。
- (73) 「少書記官平田東助外二名昇任並新任ノ件」、『公文録』官吏進退、明治一三年、文書第一。
- (74) 「外務省御用掛荒川邦藏御用掛兼勤法制部勤務ノ件」件、『公文録』官吏進退、太政官、明治一三年、文書第四四。
- (75) 「一等屬木下周一昇任ノ件」、『公文録』官吏進退、太政官、明治一四年、文書第一六。

※本研究は平成十一年度文部省科学研究費補助金による研究成果の一部である。

Zusammenfassung

Über die Bewegung der 'Neigung zum Deutschland'
um Kowashi Inouye

Jun Morikawa

Aus Anlaß des Erlasses der konstitutionellen Regierungsform vom Jahre 1875 zeigt sich einige Vorzeichen der 'Neigung zum Deutschland'. Nächstes Jahr fordert der Außenministerium, einen Rechtsberater aus Deutschland zu berufen. Im Jahre 1880 vorschlägt der Staatsrat Kaoru Inouye Kowashi Inouye, die Untersuchungsreise nach Deutschland zu machen. Die Aufgabe dieser Studie ist aufzuklären, wie die 'Neigung zum Deutschland' im Prozeß zum Staatsstreich vom Jahre 1881 Fortschritte macht. Dabei kann man nicht das Wesen des Kowashi Inouyes übersehen, der seit seinem Besuch in Deutschland vom Jahre 1872 beabsichtigt, den Rechtsgrundsatz der vom preußischen König autorisierten Verfassung nach Japan zu verpflanzen.